

# 開発協力適正会議

## 第22回会議録

平成27年6月30日（火）  
外務省南庁舎 8階893会議室

### 《議題》

#### 1 報告事項

- (1) ミャンマー「人材育成奨学計画準備調査」（プロジェクト形成（無償））
- (2) ミャンマー「ミャンマー行政能力向上に係る人材育成プロジェクト」（技術協力）

#### 2 プロジェクト型の新規採択調査案件

- (1) フィリピン「バンサモロ地域配電網機材整備計画準備調査」（プロジェクト形成（無償））
- (2) インド「国道55号線斜面災害対策計画準備調査」（プロジェクト形成（無償））
- (3) インド「ガンジス川浄化計画準備調査」（プロジェクト形成（有償））
- (4) ケニア「モンバサ港ゲートブリッジ建設計画準備調査」（プロジェクト形成（有償））

#### 3 事務局からの連絡

## 1 報告事項

- 荒木座長代理 それでは、第22回「開発協力適正会議」を始めさせていただきます。  
本日は、所用により小川座長が欠席されております。小川座長に代わりまして、私、荒木が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。なお、今日は、外務省の石兼国際協力局長は、所用のため4時半頃に退席する予定でございます。あらかじめお伝え申し上げます。  
議事に入る前に事務局から委員の委嘱に関して報告をお願いいたします。
- 説明者（宮下） 事務局から委員の委嘱について御報告申し上げます。  
前回の会議でも御案内差し上げましたが、これまでお務めいただきました横尾委員の後任として、一般社団法人日本経済団体連合会の川口晶国際協力本部長に委員を委嘱させていただきました。川口氏は、これまで経団連におかれて、直近では産業政策本部の副本部長、さらには労働厚生本部長等を歴任し、4月から国際協力本部長に就任されております。そうした御知見からODAの質と透明性の向上を図ることを目的とするこの会議の議論に大きく御貢献いただけるものと考えております。よろしくお願いいたします。
- 荒木座長代理 それでは、新しく委員になられた川口委員から一言御挨拶をお願いいたします。
- 川口委員 ただいま御紹介いただきました経団連の川口でございます。皆様よろしくお願いいたします。

(1) ミャンマー「人材育成奨学計画準備調査」（プロジェクト形成（無償））

(2) ミャンマー「ミャンマー行政能力向上に係る人材育成プロジェクト」（技術協力）

- 荒木座長代理 それでは、最初に、前回会議において継続して議論することになっていましたミャンマーの「人材育成奨学計画準備調査」及び「ミャンマー行政能力向上に係る人材育成プロジェクト」について、外務省の説明者から御報告をお願いいたします。

- 説明者（高杉） 外務省国際協力局政策課長の高杉でございます。よろしく申し上げます。

今回のミャンマーの2件につきましては、御案内のとおり、前回の積残しということでございます。前回のこの会議において時間が不十分で十分御議論いただけなかったものですから、今回引き続きの御議論をお願いしたいということでございます。

1点だけ、今回提案させていただいている趣旨でございますけれども、前回の会議において高橋委員から、そもそもこの会議においてこういう政治的な判断を必要とするような案件を議論するのがなじむのかどうかというような問題提起をいただきました。この点について改めて外務省としてこの案件をなぜ提案させていただいたかという趣旨について御説明いたしますと、御案内のとおり、今年の2月に新しく開発協力大綱を定めまして、その中でも特に「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避原則」はしっかりと堅持しているわけですが、その中に「非軍事目的の開発協力が相手国の軍または軍籍を有する者が関係する場合」は「個別具体的に検討」していくという記述が加わったことについて、軍事的用途への使用回避原則がなし崩しになるものではないかというような御懸念が一部から示されているということではございます。

政府・外務省といたしましては、このような案件についてしっかりと案件実施前の段階からできる限り国民の目にさらして透明性を十分確保した上で実施していくということが、一部から示されている誤解ないしは懸念を払拭する上でも重要ではないかというふうに考えているものでございます。

したがって、外務省としてこの会議にこの案件を提案させていただいているのは、あくまで透明性の確保という観点から提案させていただいているものでございまして、この会議で皆さんに御議論いただいたことをもって適正会議のお墨つきをいただいたということで責任を共有しようというような魂胆に基づいてやっているものでは決してございません。あくまでも、どの案件を実施するのか、また、大綱との関係で軍事的用途への使用回避原則に抵触しないかどうか、この点についての責任は政府・外務省が負うものでございますので、その点についてだけ改めて確認のために申し上げさせていただきます。

それでは、具体的な案件の今回のプログラムの内容について担当課の国別開発協力第一課のほうから説明させていただきます。

- 説明者（原） 6月1日付で国別開発協力第一課長を拝命いたしました原と申します。今回、初めての適正会議になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

前回の適正会議におきまして小川座長、松本委員から、日本にやってきた留学生が具体的にどういう分野の研究、学習をするのかというのをもう少し丁寧に説明すべしという御指摘をいただきました。これまでの長期研修等々の実績を踏まえまして、想定されるテーマについて実施機関JICAから御報告させていただきます。

- 説明者（高樋） それでは、早速であります、私、JICA東南アジア・大洋州部の高樋と申します。

別紙でお配りさせていただいた資料に基づいて、今、原課長のほうから御紹介いただきました今回の研修等で想定される課題分野及び大学院でのプログラムの例について御紹介させていただきたいと思えます。

まず、課題分野の「防災」でございますが、御存じのとおり、ミャンマーにつきましては、2008年のサイクロン・ナルギスに始まり、また、都市の人口増加等で都市での被災リスクというものが高まっている状態でございます、こちらに関しまして想定される研究テーマとしましては防災政策、防災の主流化、あるいは、都市の防災といったことが考えられるかと思えます。

卒業論文のテーマ、修士論文のテーマでございますが、過去の実績等から持ってきておりますけれども、例えば地滑りの原因とか緩和、あるいは洪水に対する農家の適応といったところが想定されます。

また、そういった修論を書くために大学院での勉強をしてもらうための必修科目の例としましては、一番右側に書かせていただいておりますけれども、地球の資源やエコシステムのマネジメント、あるいは、環境政策、経済といったところが必修科目として想定されるものと思えます。

続きまして、「公共政策／行政」でございますが、自国の効率的・効果的な政策の運営に関することに関しまして、例えば研究テーマに関しては国家及び地域開発計画の策定及び管理、あるいは、公務員制度の改革や人材育成といったテーマが想定されるかと思えます。ミャンマーにつきましては、人身取引についても大きな課題でございます。

卒業論文のテーマとしましては、過去の例としては、経済成長と国際貿易、あるいは海外からの援助の選択、人身取引問題への対応といったものがございました。

この課題分野での大学院の必修科目につきましては、経済学全般、あるいは統計的な手法、公共政策の過程、財政管理等が想定されます。

最後に「国際関係」でございますが、二国間あるいは複数の国・地域との関係の課題ということにつきましては、ASEAN、グレートメコンの地域関係とか対中といった研究テーマが想定し得るかと思えます。

過去の事例を見ますと、卒業論文に関しては国内政治と外交政策の関係とか、あるいは、隣国インドとの国境の問題、ASEANの関係をとり上げている例がございます。

大学院での必修科目としましては、地球規模での市民社会組織、それから、国際、政治経済、開発学、国際政治学といったものが想定されます。

こういったものをあくまで一例として御紹介差し上げましたが、大学院でのプログラムにつきましては、私どもが実施します通常の研修のように特別にプログラムをオ

一ターメードでつくるようなことは想定しておりませんで、他国の留学生の方々や日本の学生さんと一緒に修士課程で勉強する、ゼミでこういった修論を仕上げていくといったことを想定しております。

以上でございます。

- 荒木座長代理 それでは、今の報告についての委員側から御意見、御質問があれば発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

松本さん。

- 松本委員 まず、御丁寧に今回もこういう新たな資料を用意していただいて、議論の場をつくっていただいたなというふうに思っておりますが、質問が1つとコメントがあるのですが、質問としては、これはJDSとは別のくくりですか。

- 説明者（高樋） 今、御紹介したのは、技術協力、JDS共にということでございます。

- 松本委員 JDSの場合には、通常の国費留学と異なって日本政府と協議をして開発重点分野を決めるということだと思っておりますので、最後の点で通常の留学生と一緒にいうふうにはおっしゃっていますが、一応これは開発分野、どの分野であるかというのはきっちりと決めるという理解でよろしいですか。これは質問です。

- 説明者（高樋） 御指摘のとおりでございます。今後調査を行いまして、先方政府と取り上げるべき重要な開発課題について選定した上で研修を実施するということになります。

- 松本委員 わかりました。その上でコメントを手短かに。

1つ目は、今回の学ぶ内容については理解をいたしました。もう一つ、やはり前回出ていた中では、軍関係者の比率がどのくらいかという議論もありましたので、中身として特に軍事目的というふうに今回とらえられるようには、これを拝見する限りはうかがえないですが、一方で、軍関係者のいわば特権と言ったらあれですけども、非常に多くの割合を軍関係者が占めるというようなことになった場合にミャンマー国内でどのように見られるのかということも気になりますので、そのあたりについても引き続き目配りをしていただきたいということ。

それから2点目が、恐らく同じように何を学ぶかというところまで詳しくミャンマー国内では共有されていないと思っておりますので、ほかの少数民族のグループであるとか、日本がミャンマーの軍にODAを支援しているということが中身と切り離される形

で批判されるということはプラス効果はないと思いますので、そうしたミャンマー国内での世論、特に少数民族の人たちがこういうことについてどのようにとらえているかということについても留意が必要だというふうに思います。

3つ目ですが、これも前回申し上げましたけれども、このプログラムをこうして丁寧に御説明していただいたことは透明性という意味では大変いいことだと思う一方、今後、この開発協力大綱の今おっしゃった回避原則に触れるというか関係しそうな案件については、やはり極力、この場でも構いませんし、透明性を確保するというふうにしていただきたいということです。つまり、今回1回目だからわざわざ挙げていただいたのか、今後もこの回避原則にかかわるような場合については適正会議なりで透明性を確保されるおつもりなのか、その辺は維持していただきたいというのが3点。

最後ですけれども、JDSも含めてですが、今回、審議の対象にはなりませんでしたが、今日のプロジェクトの新規案件の中にもたくさん留学が含まれていました。今日の審議対象ではないのですが、そもそもこういった大学院への留学というのはどういった効果があるのかという点についても全体的な評価というものも必要ではないか。一応、私がJICAのホームページ等で見た限りでは、そうした点での人材育成奨学計画の全体的な評価というものが必ずしも見られませんでしたので、この件も含めてぜひ評価ということも今後考えていただきたいという4点です。

以上です。

○ 荒木座長代理 ほか。高橋さん。

○ 高橋委員 高杉課長のほうから前回の私の懸念といったものに対しての丁寧な御説明、本当にありがとうございます。その上で1つコメントと1つお願いがあります。

コメントというのは、前回、そのような質問をさせていただいた理由は、新しい大綱が、「外交を機動的に展開していく上で」という文言で非常に外交とODAのつながりを強化していく意志が表明されたと理解していて、その上で、改めて外務省が持っている評価ガイドラインを見ると、やはり開発目的と外交目的と2つの側面から今後ODAを評価していくということがしっかりと書いてある。しかし、外交目的というところは、適正会議で判断するのが非常に難しいだろう、とりわけ軍への支援となれば、というのが前回のコメントの主旨です。それは情報の共有の可能性を含めてです。つまり、適正会議であっても私たちが知り得る情報には限りがあるだろうと思います。開発目的であるならば、私たちは専門性に照らして技術的な観点からいろいろとコメントができるのですが、外交目的ということになると、印象論の域を出ないので、なかなか合理的な判断が難しいのが実際のところでしょう。その意味で今回、新しい大綱の下での軍籍へのODAという問題は、非常に政治的に機微なものであり、扱いが難しいのではないかと私は今でも思っています。

その上で、では、どうすればこの会議で実のある議論をしていけるのかということも私たちが考えざるを得ないわけですが、それに関連して1つお願いしたいのは、JICAが持っている平和構築アセスメントのようなものの評価や分析結果を、可能な範囲で結構ですから共有させて頂けないでしょうか。今、松本委員からも言っていたような現地の住民たちの理解の仕方や受け入れの仕方ということも含めてもう少し私たちが判断する材料があれば、多少テクニカルな方向に触れながらも、できる議論があるのではないかなと思っています。可能であればそういった情報を、もし次回以降で似たような軍に関する案件の検討の際には、前広にいただけるとありがたいと思っています。以上です。

○ 荒木座長代理 どうも。ほかはよろしいでしょうか。

それでは、前回の議論に続きまして、本日のこうした議論でこの問題の透明性がある程度確保されているのではないかと考えられます。そこで、今、お二人の委員の意見を十分踏まえつつ、2つの案件について外務省のほうで責任を持って進めてもらいたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

## 1 プロジェクト型の新規採択調査案件

### (1) フィリピン「バンサモロ地域配電網機材整備計画準備調査」（プロジェクト形成（無償））

○ 荒木座長代理 それでは、本題のプロジェクトの新規採択案件について進めていきたいと思っています。

プロジェクトの議論をするときに本日取り上げる案件は、事務局からの提示された新規採択案件14件のうち、フィリピン、インドが2件、ケニアを合わせて4案件です。これまで事前に委員に全ての新規採択案件を個別に御検討いただいた上で、委員による裁定に基づいて地域バランスをとりつつ選定したものであります。

進め方としましては、これまでと同様に委員からの事前にいただいたコメントを書面で配付し、説明者から案件の簡潔な概要の説明及び委員のコメントに対する回答を行っていただきたいと思っています。その後で議論を行うこととしたいと思います。

それでは、早速、最初の案件に入りたいと思っています。

フィリピンの「バンサモロ地域配電網機材整備計画準備調査」のプロジェクト形成（無償）について、説明者から案件の概要の説明及びコメントに対する回答をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 説明者（原） 引き続きまして、国別開発協力第一課原でございます。よろしくお願い

い申し上げます。

冒頭、簡潔にこのプロジェクトの概要について御説明をさせていただきます。

ミンダナオ島の南西部のバンサモロ地域での事業を念頭に置いてございますけれども、貧困率が高いこの地域において配電網を管理している電力組合の活動をサポートするということでございます。配電ロス、停電のリスク等々がある現状の中で配電網の整備・点検に必要な機材を供与することによって、配電網の整備をしっかりとこの地域において進めるという事業でございます。

御承知のように、2014年3月にフィリピン政府とMILFの間で和平合意文書に署名がなされまして、今、バンサモロの基本法が国会でまさに審議されているところでございます。委員から御指摘、御質問をいただいている点について後で触れさせていただければと思いますが、そういう状況ではございますけれども、和平が達成された後にできるだけ早いタイミングで平和の果実、平和の配当を住民に実感してもらうということが重要だろうと考えておりまして、このタイミングで協力準備調査を実施したいということでございます。この取組を通じまして和平の定着、住民の生活の向上、こういうものを目指したいということでございます。

続きまして、委員からいただいている御質問、御指摘に若干まとめた形になるかもしれませんが、お答えをさせていただければと思います。

川口委員から、発電、送電、配電、今回は配電の部門でございますが、発電部門の取組というのはどうなっているのか。また、齊藤委員から、発電網整備だけではなくて送電網も重要ではないかという御指摘をいただいておりますので、まず、まとめてこの点について御説明させていただきます。

○ 説明者（若林） それでは、私、国際協力機構東南アジア第五課の担当課長をやっております若林のほうから御質問への回答をさせていただきます。

● ミンダナオ島における発電事業につきましては、設備容量ベースで国営企業、電力公社が47%、民間事業者が53%になっている状況でございます。2014年から17年にかけて今後新たに1,063メガワットの新規事業が認可されておりますけれども、こちらは全て民間事業者として認可されております。近年の見込まれる電力需要の伸張に対応した発電事業計画が存在しているという状況でございます。

続きまして、送電事業につきましては、現時点で100%民間の送電会社が送電事業を担っております。冒頭申し上げました発電事業計画に合わせまして、2018年までにミンダナオ島の幹線の送電網の増強事業が既に複数計画をされている状況でございます。

その他、本事業の対象サイト、バンサモロの地域内におきましても送電線の新規建設事業計画は存在をしている状況でございます。

続きまして、配電事業でございますけれども、配電事業につきましてはフィリピンでは国家電力庁（NEA）という組織の管轄支援のもとで、各地域の公的な電力事業者であります電力組合が管理・運営をする部分と、都市部におきましては民間事業者が配電事業もやっているというすみ分けの中で事業が動いておりますが、本事業の対象サイト、バンサモロの地域内におきましては、対象となる電力組合7つが該当するものと想定しております。これらが現状、配電網の運営、維持管理を行っている状況でございます。

バンサモロ地域における配電事業の現在の最大の課題といたしましては、これまでの内戦の影響に伴って既存施設の更新が進んでいないという状況で設備の老朽化に伴った施設の整備、あるいは配電ロスへの対応がございます。本事業は、そうした課題のニーズに応えるものということで位置付けてございます。

それから、新規に計画されている発電・送電事業計画の推進でありますとか現地の治安状況なども踏まえて将来の配電網の拡張ニーズというものは当然出てくるものと考えられますけれども、こうしたニーズへの対応については、本事業を通じて供与される機材の活用も含めまして今後検討していくものと考えております。

- 高橋委員のから御質問のございました電化需要の根拠でございますけれども、この見込みにつきましては、ミンダナオ開発庁による地域別のGDPの成長率の推計値によってございまして、ミンダナオ島での近年のGDP成長率、あるいは人口増加率に加えまして、2014年3月の包括和平合意が締結されたことによって民間の投資増加が予測されるといったような状況も踏まえて算出しているものでございます。
- 説明者（原） 続きまして、齊藤委員、それから、本日、座長代理を務めていただいております荒木委員から、バンサモロ自治政府への供与が検討されているということだが、供与先として妥当なのか、管理能力等に問題はないのかという側面と、無償、技協のみならず円借款も自治政府への支援ということで適用されるのかという御指摘をいただいております。
- 先ほども申し上げたとおり、バンサモロ基本法、本来であれば2014年中にも国会で採択されるというもともとの予定ではございましたけれども、現在、まだ国会で審議中ということでございます。今の点は松本委員から、この意義は理解するけれどもタイミングがなぜこのタイミングなのかという御指摘にも関係する形で御説明させていただければと思いますけれども、バンサモロ基本法成立のタイミングは、先ほど、申し上げたように、今の時点でいつぐらいというのは確定的に申し上げられる状況ではございませんが、私どもといたしましては、新しい自治

政府が立ち上がって、できるだけ早いタイミングで具体的に地域住民に対して効果があらわれるような事業を早いタイミングで実施したいというふうに考えておりました、そのためには、まだ基本法が国会で審議中ではございますけれども、今のタイミングで協力準備調査は行って、それでいつでも走り出せるように準備をしておきたいということでこのタイミングでお諮りしているということでございます。

- それから、続けて私から、バンサモロの自治政府に無償、技協のみならず円借款も適用されるのか、あるいは管理能力は問題ないのかという御指摘につきまして、先ほど申し上げたように、まだ基本法ができ上がっておりませんので、今の段階でどこを相手にこの協力を行うのかというのを決め打ちしているということではございません。ただ、基本法の中を見ますと、基本法が成立したあかつきにはバンサモロの新自治政府が相手となることができるというような規定はございますので、そういうことも念頭に置いて協力準備調査を行わせていただき、その後の案件の中身というのを考えさせていただきたいというふうに考えてございます。

ただ、供与の相手方がどの主体なのかということにかかわらず、バンサモロの地域においてできるだけ早いタイミングで具体的な効果がある援助を実施すること自体は重要だと思っておりますので、供与対象といえますか、具体的にはE/Nを誰と結ぶのかということとは別に、この援助の対象地域をバンサモロ地域で実施していくということは引き続き重要だと思っておりますので、準備をさせていただきたいと思っております。

管理能力等の点についてJICAから説明させていただきます。

- 説明者(若林) 続きまして、齊藤委員から管理能力等に問題がないのかとの御質問、それから、高橋委員からはECのマネジメント能力はどのような状況か、世銀の保証基金の対象になっているのかという御質問をいただいております、これらに対する回答を御説明申し上げます。

- 7つのECが現時点で対象となり得るというふうに考えておりますけれども、これらのECのマネジメント能力につきましては、事業実施体制をしっかりと整備するという観点からは、電力政策自体は現行の法案によれば新自治政府へ移管される予定ということになっておりますけれども、バンサモロ地域のようにもともと採算性が非常に低い地域における配電事業につきまして、当面の間、フィリピン中央政府が支援をしながら現行の電力供給体制を維持する予定という話もフィリピン側からは聞いてございます。

そういう中で、財政面におきましては、今回対象となり得る7つの電力組合は

非常に厳しい状況に置かれております。全国119の電力組合の中でも最下位に位置しているという状況がございまして、中央政府、先ほど申し上げたフィリピン電化庁の支援を受けながら、採算性はある程度度外視をする形で政策的に事業運営をお受けしているという状況がございまして。

係る状況もありまして、世銀の保証基金というのが別途ファシリティーとして整備されてございますけれども、こちらの供与対象は比較的財務状況のよい都市部の電力組合などが対象となっております。本事業の対象サイトを所管する可能性のある7つのECは現状対象にはなっておりません。

そういうこともありまして、7つの電力組合に資金管理を直接任せるというのが今回の事業の目的、あるいは手段ということではありませんで、あくまでも今回の配電ロスとかそういったところに資する資機材を供与する、そのことを通じて施設の整備、維持管理を担っていただくという対象としてEC電力組合を対象とした支援を行うという内容となっております。

技術的な能力につきましては、過去の運営、維持管理によって一定の経験・能力を有しているというふうには考えてございますけれども、詳細につきましては協力準備調査を通じまして確認させていただいて、必要に応じて技術協力も組み合わせた支援を通じてこれらの地域の電力組合の基盤を強化していくという点も併せて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

- 説明者（原） 若干長くなって恐縮ですけれども、高橋委員からいくつか御質問をいただいておりますので、そちらにお答えをさせていただきます。締めくくらせていただければと思います。
  
- 私から御説明をする部分をまとめてお答えいたしますと、バンサモロ基本法の内容、治安改善の課題についてどういうふうなものがあるというふうに認識しているのか、武装解除、動員解除はどの程度まで進んでいて、そのプロセスを進める上での課題が何なのかという御指摘につきましては、バンサモロ基本法は先ほど申し上げたように、まだ国会で審議中という状況でございますけれども、その法案の中身はバンサモロというものの定義、どういう人をバンサモロというのか、あるいはバンサモロの領域はどのような領域なのか、政府の権限はどうか、中央政府との関係はどうか、政府機関、立法府、行政府をどう位置付けるのか、基本的権利、司法制度、バンサモロ警察の創設、国軍の再配置といった公共の秩序・安全の側面、財政的自治、徴税権とか天然資源をどう分配するのかという点、住民投票、暫定統治機関等々の移行措置、こういった内容になってございます。

それから、治安改善の課題の部分でございますけれども、IMLFとフィリピン政府との間では包括和平合意になったわけでございますけれども、そうしたことからMILF自体の活動によるリスクというのは減少すると見ておりますが、ただ、和平合意に乗っていない勢力によるテロ活動が引き続き残る、あるいは悪化する可能性はあると思っておりますので、そういう点への警戒というのは引き続き必要だというふうに考えてございます。

一方で、この事業の対象地域として想定している地域の状況につきましては、全体的に改善傾向にあるというふうに考えてございます。また、この事業は配電網の整備用の機材を供与するというところでございますので、引き続き警戒をする必要はあろうかとは思いますが、この治安要因によって直接事業の実施が危くなるということは基本的に想定をしてございません。

それから、武装解除のプロセスにつきましては、6月16日にアキノ大統領とムラド議長が出席をいたしまして儀礼的退役、武装解除の式典が行われました。ここで象徴的に145名の兵士の退役、75の武器を検証、登録、移送、保管ということが第一歩として行われたわけでございます。ただ、当然これで終わりということではございませんで、基本法の成立、あるいはその先のバンサモロ警察組織の創設、そういったプロセスを経ていく中で徐々にフェーズを進める中で退役、武装解除の割合を増やしていったら、最終的にバンサモロ警察組織が実際に稼働するころには、また国軍の再配置ができるころには武装解除がしっかりと終わるという前提で計画が進められているというところでございます。ですから、今、どの程度ということでパーセンテージでお示しするのは難しい状況ではございますけれども、象徴的に第一歩は踏み出して、その後、政治的なプロセスと並行して武装解除のプロセスが進んでいるというところでございます。

そのプロセスを進める上での課題としてどういうものを考えているのかということにつきましては、まさに今申し上げたように、政治のプロセスと武装解除のプロセスを並行して進めているものですから、いろいろな要因によってどこかのプロセスがとまれば、それに伴ってもう一方のプロセスがとまるということが想定されますので、バランスよくいろいろな側面で着実に前に進むということを確認することが重要だと思っております。

それから、MILFと政府との間では包括的和平合意が実現したわけですが、それ以外の武装勢力との関係で、MILFにしても自分たちは武装解除する、でも、ほかの武装勢力が武器を持ったままとなりますと、なかなか武装解除しようというインセンティブも湧かないということでございますので、そういうほかの武装勢力との関係もしっかり進めていかなければいけない、武装勢力の解体を進めなければいけないということだと考えてございます。

また、退役あるいは武装解除したMILFの兵士が実際に武器を渡して、その後、

実際に生活をしていくということが重要だと思いますので、社会にうまく復帰できるように支援をするということも重要な課題だと考えてございます。

○ 説明者（若林） では、最後に、高橋委員から御質問がございましたPNAが必須であるという御指摘につきましてお答え申し上げます。

- ミンダナオ支援全体におきまして平和構築アセスメント（PNA）を策定してございまして、安定要因、あるいは不安定要因を把握して事業の円滑かつ確実な実施というものを図るべく活用しております。

今回の事業に関連するところにつきましては、PNAの概要としては、まず、タイミングの妥当性との兼ね合いでは和平プロセスと並行した経済活動の活性化が平和の促進要因であるということの確認、それから、対象地域の妥当性としましては、公共サービスの提供がおくれている島嶼部にも裨益していくことがフィリピン政府、バンサモロ新自治政府と地方自治体の信頼関係構築にも貢献をし得るということの確認、さらに、活動内容の妥当性としまして、フィリピンの土地所有権、あるいは土地の紛争の状況などが確認すべき事項として挙げられておりまして、これらを踏まえた状況分析のもとで本件事業につきましては妥当性があるもの、推進できるものというふうに考えてございます。

PNAの内容自体でございしますが、機微に触れる内容もございまして、現時点で非公開とさせていただいております、本件については御理解を賜りたいと考えてございます。

以上でございます。

○ 説明者（原） 長くなってしまいましたけれども、以上で終わらせていただきます。

○ 荒木座長代理 それでは、説明者からの説明について、委員の皆さんから何か御意見、あるいは御質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ、齊藤さん。

○ 齊藤委員 貿易会の齊藤でございます。

書面でも御質問させていただいたのですが、発電はいろいろやっている最中でできつつある、送電網もできつつあるということだと思っておりますけれども、地図で見させていただくと、バンサモロの地域には非常に細い線が1本か2本ちょっと行っているだけです。その先、今度は多分、配電用の工事車や電線とかトランスを供給されるのだと思っておりますけれども、変電所というのはどうなっているのでしょうか。ちゃんとで

きていないと、結局、末端まで来たけど真ん中がなかったということになってしまうと思うのですけれども、今回の整備には入っていませんよね。これは40年同じではないですか。ほかの変電所も大分傷んでいるのではないかという気がするのですけれども、そこら辺は大丈夫なのでしょうか。

- 説明者（若林） 今の御質問にお答えいたします。

新規の送電線につきましては、民間事業者としての送電会社が新規事業を計画しているところということでございまして、こちらは発電事業者から配電事業者の間をつなぐということが対象事業となっておりますので、最終的に配電事業者のところまでつなぐ変電施設も含めて、まず送電事業者のほうを整備するというところで理解してございます。

本事業の中では新規の配電網拡張はございませんけれども、一部変圧器等、いわゆる配電設備として必要となる設備の一部改修などは含まれますけれども、こちらのほうは電力組合が所掌するという形で計画をされているというふうに理解しております。

- 荒木座長代理 よろしいでしょうか。

では、高橋さん。

- 高橋委員 まず、今日の御説明を受けた印象について私のコメントを述べます。結論的なことを言うと、この案件を進めることについては非常に危惧を覚えるのです。もちろん支援の効果に対する期待というのは十分わかります。けれども、あまりにも不確定要素が多すぎる。ましてや最後に御説明いただいたPNAの情報も機微なものがあるから提出できない、この委員会でもそれを見させていただけない、というのであれば、私としては判断できるだけの材料がないので、この時点ではこれ以上議論することができない。従って、この案件を進めていいのかどうかということの判断ができません。

その上で更に申し上げますと、幾つか期待を込めていろいろと御説明されているようですが、私はこういう非常に機微な案件であるならば、むしろ懸念を先に立てて紛争予防という観点から慎重に進めていくべきだろうと思います。例えば武装解除の話についての御説明がありましたけれども、民兵の武装解除はどうでしょう。かなりの部分において、課題が残っていると思います。民兵の武装解除が非常に難しいことはアフガニスタンの事例をとってみても明らかです。それにも関わらず、それを楽観的に説明するのはいかがなものなのでしょうか。

また、他のグループが武装解除されていないということのようですが、それもカンボジアでの事例を参考に言えば、ポルポトの武装解除を残したままであったため和平以降も98年までずっと治安の問題が残っていたわけです。つまり、これ一つとっても、

そういったさまざまな不確定要素がある中では、案件でもって平和構築を推進できるというふうに期待するのは非常に楽観的過ぎるような気がいたしております。

以上、私のコメントです。

- 荒木座長代理 よろしいですか。

では、松本さん。

- 松本委員 実務的によくわからないのは、どこで仕事をするのかなというのがどうも最後までわからなくて、いただいた資料では実施機関はエネルギー省で国家電化庁というふうに書いてあって、ここが実施機関である。つまり、新自治政府ができる前の現在のフィリピン政府の制度の中でやるのだというふうに見えるのです。そう考えると、実を言うと私は論の組み立てが、今、高橋委員も言っていましたが、やや期待が高過ぎて、つまり、すごくバンサモロの新自治政府を前提に書かれているのですけれども、これはそれができる、できないにかかわらず、現状でこの地域の配電であり、現行のフィリピン政府の枠組みの中で支援し、それがうまくいけば新自治政府に引き継がれていくという話であれば理解ができるのですが、何となく御説明は新自治政府がいつできるかどうかわからないけれども、新自治政府とやることというところに重きが置かれているので理解ができない。なぜ現在のフィリピン政府の枠組みの中でもこれは重要なのであり、その将来の基本法ができた後はこういうものになる、でも、できなくてもこういう意味では意味があるみたいなそういう話として議論をされるのかなと思って今日は聞いたのですけれども、そのところは非常に気になるところなのですが、改めてそのあたりの位置付けを伺いたいのです。

- 説明者（原） 御指摘ありがとうございます。

この資料の中でも若干奥歯に物が挟まったような感じの説明になっておりますし、事業の実施体制は注として基本法成立の前なので、便宜的に今の体制を前提とした記載としているというふうにさせていただきました。この理由は、今、松本委員からまさに御指摘いただいたように、新自治政府ができなければこの事業は意味がないと思っているわけではございませんで、今の状況でもニーズはそこがございますので必要な事業だと思ってございます。

一方で事業をやるに当たって、どのタイミングで実施するのかというのも同時に重要だと思っております。高橋委員から、この件を進めることで平和の構築が進められると思うのは楽観的過ぎるのではないかという御指摘もいただいております。確かにこの1件だけで平和の構築が進むというのは大それた言い過ぎということかもしれませんが、私どもといたしましては、和平交渉、政府の取組、自治政府、地元の取組をできるだけサポートするという観点からニーズがそこにあり、重要な事業を効

果的なタイミングで実施すること、それによって和平の機運をさらに前に進めるということも重要だというふうに考えてございますので、このタイミングで調査を打たせていただき、確かに事業をどのタイミングで実施するのが適当なのかというのは現地の状況を見ながら考えていかなければいけないという要素はございますが、そういう意味で実施体制を今の基本法ができてからでないという意味がない事業というふうには考えてございません。ただ、そこはフットノートがございまして、この事業を無償資金協力として実施するのか、円借款として実施するのかという点もフィリピン政府との間で議論をしていかなければいけないということになるかと思えます。

○ 松本委員 ありがとうございます。

そうすると、やはり高橋委員の懸念につながってきまして、私は、実は現行の状況の中である程度治安の維持もされてこの事業に意義があるのであればわかるのですが、今、まさに原課長がおっしゃったように、ピースビルディングというか平和構築の中に位置付けるとなると、PNAでの懸念というのが一体どうなっているのかということについて担保できるかということについても透明な御説明がないと、その部分についてはなかなか言えないのではないかとするのは高橋委員と同じ意見です。あくまでコメントとして。

○ 高橋委員 時間も無いと思うので、例えばここに電力組合(EC)がありますでしょう。これはフィリピン政府の支援を受けて財政的に非常に厳しい状況の中でやるわけではないですか。例えば電力の料金というのを住民から徴収しますね。恐らくECは、できるだけ財政状況をよくしようと思って努力をするという過程の中で電力料金の設定をどういうふうにしていくかという問題は出てきます。そうすると、住民も反発なり何か起こったときに、それに対してどういうふうに調整されていくのでしょうか。それを、今、説明を受けながら考えていたわけですが、多分、そのときに住民が民兵なりとかほかの政府に対する抵抗しているような人たちがグループとつながって何らかの動きなり運動なりを起こさないとも限らないと思うわけです。そういうふうに細かく見ていくといろいろな不安定要素がある。だから、そのあたりをどういうふうに調整されていくのかというのがもう少し説明があったほうがいいし、私たちとしてもそれを聞いた上だったら背中を押したいというふうに思っているということなのです。

○ 荒木座長代理 よろしいでしょうか。

そちらのほうで何か質問ありますか。

○ 説明者(若林) 一言だけ。両委員の方々、御指摘ありがとうございます。

原課長が申し上げたとおり、今、和平プロセスを支援している中でこのタイミング

でこの案件を支援していく、そのために協力準備調査を打っていくというところの意義は十分感じておるといところでございます。

片やPNAのお話をいただいております、これについて申し上げたいのは、PNAが御提示できない状況がございますけれども、分析はやっているということが1つ、それも踏まえまして、この案件のみならず和平プロセスにかかわる支援についてはPNAの要素を常に意識しながら関係者と調整をしながら進めているという状況もございまして、仮に協力準備調査をさせていただけるのであれば、そういった観点を含めて進めさせていただくことを想定しているという点を申し上げたいと思います。

以上です。

- 荒木座長代理 どうもありがとうございました。

この問題は簡単に言うと、地域開発というふうにとらえていくべきだと思うのです。そのためには配電網整備等々をやっていって、一刻も早くこの地域の民生安定、この地域の民生安定のモデルになるというぐらい力を入れなければならないので、これは相当重要なお仕事だと思います。第一歩だと思うのです。成功によって他の地域、他の反政府グループも含めてこれをよく見ていると思うのです。ですから、そういう点はモデルになると思うので、ぜひ一つ慎重にやっていただきたいと思います。

## (2) インド「国道55号線斜面災害対策計画準備調査」（プロジェクト形成（無償））

- 荒木座長代理 それでは、時間もございませんので、次、第2題でインドの「国道55号線斜面災害対策計画準備調査」（プロジェクト形成（無償））について、まず、説明者から案件の概要の説明と委員のコメントに対する回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

- 説明者（花尻） 国別開発協力第二課長の花尻でございます。よろしくお願いいたします。

国道55号線斜面災害対策計画でございます。インドでは、国内の交通手段として道路が重要な役割を担っておりますが、国道の整備はまだ途上の段階でございます。特に山間部におきましては交通ルートが限定され、国道が重要な交通ルートであるにもかかわらず、災害対策を含め整備が不十分であり、これらの地域の発展のボトルネックとなっている現状がございます。このような開発課題を背景に、我が国は対インド国別援助計画におきまして「経済成長の促進」を重点目標の一つとして掲げ、その具体的分野として運輸セクターへの支援を挙げているところでございます。

また、事業展開計画におきましては、「経済インフラ整備を通じた持続的経済成長の支援」を重点分野の一つとしております。本事業は、この重点分野の開発課題である「交通ネットワーク整備・維持管理」に合致すると考えております。

昨年9月に日印首脳会談が行われましたが、その際、安倍総理大臣からは連結性や輸送システムの分野での支援の意図を表明し、特に連結性について、インドの中でも特に発展の遅れた北東部の域内及び域外との連結性向上がこの地域の発展の触媒になるとして、日印両首脳が協力していくということを確認しております。

本事業を実施することによりまして国道55号線を通じた連結性向上に寄与することが期待されます。また、複数の委員から御指摘いただいておりますとおり、本事業を通じ我が国企業が有する災害に強いインフラの技術的優位性を示すことで、現在、協力準備調査中の別プロジェクト、「北東州道路網改善計画」におきましてもインド側が日本の技術の活用を選好することを目指し、インド北東部における連結性向上と日本技術の活用等をいわばウイン・ウインの形で進めてまいりたいと考えております。日本技術を広めていく契機にできるかという点も含め、協力準備調査で調べたいと存じます。

- 松本委員から、国道55号線の担当部局への技術移転などを通じて、より汎用性の高い事業にすべきではないかとのコメントをいただいております。

本事業におきましては、当該技術を有する日本企業が施工監理や技術指導を行い、パートナーとなるインドの地場企業が工事の実施を行うということで、インドの地場企業に対して技術移転を図ることも期待されております。また、別途関連の技術協力プロジェクトの実施を通じまして、本事業の実施機関である道路交通省の下で建設維持管理を担当する国道インフラ開発公社に対しまして技術移転を行う予定でございます。

以上申し述べましたことから、本事業はインドの開発ニーズ及び我が国のインドに対する援助の基本的な方針に則した事業であり、日印関係の促進にも資すると判断されるため、協力準備調査を実施するのが適切と考えております。

残余の御質問については、JICAからお答えがあると存じます。私からは以上でございます。ありがとうございました。

- 説明者（岩井） JICA南アジア部南アジア第一課の岩井と申します。残りの質問についてお答えさせていただきます。

- 荒木委員、齊藤委員から似たような質問を頂戴していますが、斜面災害対策のノウハウを無償資金協力で実施して、その後、円借款でこういった形で日本企業が有利になるような調査としていくのか、その段取りについて教えてほしいという

御質問をいただいております。

こちらにつきましては、まず、この地域の特徴でございますけれども、非常に雨が多く、山岳地域で斜面災害が発生しやすいといったところで、日本と同じような特徴、地理条件を持っている地域でございます。そうした中で、日本の企業はこうした地域の斜面对策について非常にすぐれたノウハウ、あるいは技術を持っておりまして、こうした技術面につきましては、本邦企業はインドの地場企業が経験を有していないといったところで非常に有利な点を持っているところでございます。

具体的には、地滑りに対しましてのアンカー工法、これは非常に安定が難しい地盤に有効な工法でございますけれども、そうしたものの活用でございますとか、あるいは軟弱地盤、雨の多い多雨地域につきましては水平撥水工法、これも日本の特徴的な技術でございますが、こうした部分の強みなどを活かしまして施工実績が豊富な日本企業に実施していただくということを想定してございます。

また、受注の可能性につきましては、今回の無償資金協力事業を通じましてインドでの施工実績を積んでいただくことで現地でのパートナー企業を見つけていただきまして、そうした中で実績と技術を積んでいただくという中で将来的には円借款のほうにつなげていければというふうに考えてございます。

また、本事業を通じまして、日本が有する災害に強いインフラの技術の優位性を示すというデモンストレーションにおきましても、インド国内におきまして非常に大きな普及効果があるというふうにとらえておりまして、そうした観点からも我が国の技術の活用を先行するということを目指したいと考えてございます。

また、もちろん本事業を通じまして日本企業がインド国内での斜面对策工事の実績を積むといった形にもなりますので、円借款の入札時における資格要件等での施工実績で非常に有利に働くということも想定してございます。

- 荒木委員からの続いての御質問でございますが、円借款の調査が始まっている中で今回の無償資金協力事業がこういった形で日本の優位性を実践し示すことができるのか、間に合うかという御質問でございますけれども、今後想定されます円借款につきましては、最終的に政府の御了解をいただいた前提での想定スケジューリングとなりますが、通常、協力準備調査が終わった後、仮に円借款を実施するといった形になりましても先方実施機関による詳細設計が行われ、かつ、用地取得等を行うといった形で通常は一定の期間を要するということとなりますので、そのタイミングを考えますと無償のほうは1年ぐらい先に実施できるのではないかと考えてございます。
- 続きまして、同じく荒木委員からの御質問でございますけれども、その他の国で同じように斜面对策のノウハウを有している国はあるのか、あるいは日本との比較優位性は何なのかという御質問でございますけれども、やはりこのような工法

につきましては山岳地域が非常に多いオーストリアといった国で似たようなノウハウを持っておりまして、こちらは当然競合するというふうに我々も考えてございます。

しかしながら、技術面では、先ほど申し上げましたアンカー工法であったり、水平排水工法といったものがございまして、こうした工法につきましては我が国のほうが非常に実績が多く、一方でオーストリアにつきましては比較的雨の少ない中での土砂災害、あるいは雪解け水などによる崩落といったところでの若干質の違う斜面对策といったところもございまして、そうした点も含めて、今回の無償資金協力を通じて我が国の工法がインドにより適しているのだといったところのアピールをしてまいりたいと考えてございます。

- 続きまして、高橋委員からの御質問でございますけれども、今回、災害対策工事の箇所としまして2か所選定されてございますが、この地域の選定の考え方につきましては、既に我々としてヒアリング、文献調査等を通じまして、国道55号線で災害が多発する地域についての調査を実施しております。一般的に災害は同じ箇所で非常に起こりやすくなるという傾向がございまして、この地域におきましてもそれが書類上確認できておりまして、そうした中で非常に危険地域、あるいは優先度の高いというところでこの2か所を選定させていただいているというところでございます。

また、高橋委員からは、この地域の観光や物流の根本的解決になるのか、それとも円借款の候補案件についてのパイロットという位置付けなのかという御質問もいただいております。

こちらにつきましては、先ほど花尻課長からも御説明ありましたとおり、北東州道路網改善計画円借款事業のショーケースとなるという意味におきましては、本事業がパイロット事業として位置付けられるというものでございます。しかしながら、本事業単独といたしましても国道55号線における災害の発生可能性、通行止めになるリスクといったものを確実に軽減するものでもございまして、この地域の観光客の利用、あるいは生活道路としての物流の輸送網確保といったものにも十分寄与すると認識してございます。

以上、御質問に対する回答でございます。

- 荒木座長代理 ありがとうございます。  
それでは、委員の皆様から追加の御意見と御質問があればお願いいたします。  
では、松本さん。
- 松本委員 私の質問の中に地震での山崩れもこの近隣で発生したというふうな理解を

していたので、その両方を備えられるのかという質問があるので、それについても何か御用意していたら追加でお願いしたいというのと、もう一つ確認なのですが、北東州の道路整備は、たしか10区間の中から優先区間を選ぶという段階だったと思うのですが、その中には必ずしも斜面崩落がひどそうな場所だけではなかったというふうに理解をしています。そういう意味で、結果的に北東州の道路整備の優先整備区間は似たような斜面地が選ばれたのかどうか、つまり、本当に活かされる場所が選ばれているのかどうかということを確認させていただきたいと思います。

- 説明者(岩井) 多雨による地滑りと地震双方への対策というところにつきましては、今後、協力準備調査を通じまして詳細に検討していきたいというふうに考えておりますが、一般的な話といたしまして、本事業で行われるようなアンカー工法でありましたり、水処理対策といった排水による斜面对策につきましては、地震等による斜面崩落にも当然有効でもあるということは技術的には立証されておりまして、そうしたところでは十分備えになるというふうに考えてございます。

また、2点目の御質問、北東州における2優先区間でございますけれども、こちらは、おっしゃるとおり、まだ選定中でございますが、最終的な決定はいたしておりませんが、今、10区間選定しているいずれの区間におきましても数か所は必ず斜面对策が含まれておりまして、今回想定しております2つの優先区間につきましても既に似たような斜面对策の崩落箇所が確認されているというところでもございますので、そうしたところで今回の無償資金協力の知見は十分活用されるものと認識しております。

- 荒木座長代理 よろしいでしょうか。ほか、御意見ございませんか。  
それでは、この件はこれで終わります。

### (3) インド「ガンジス川浄化計画準備調査」(プロジェクト形成(有償))

- 荒木座長代理 次は、同じインドで、「ガンジス川浄化計画準備調査」(プロジェクト形成(有償))です。説明のほど、よろしく願いいたします。
- 説明者(花尻) 引き続き、インドの円借款候補案件でございます「ガンジス川浄化計画」につきまして申し上げます。

インドでは、人口増加や急速な経済成長に伴って下水の排出量が増加しております。これに対して下水処理施設の能力が不十分であることから処理されていない汚水が排出され、河川等の水質汚濁や、その結果としての流域住民の衛生環境の悪化をもたらしているところでございます。

このような開発課題を背景に、我が国は対インド国別援助計画におきまして「貧困・環境問題の改善」を重点目標の一つとして掲げております。また、その具体的分野として下水道への支援を挙げているところでございます。

また、対インドの事業展開計画におきましては、「環境・気候変動対策への支援」を重点分野の一つとしており、本事業はこの重点分野の開発課題「都市環境の保全・改善」に合致すると考えております。

昨年9月に日印首脳会談が行われましたが、モディ首相からはガンジス川の再生に関する支援要請がございました。これに対しまして安倍総理から、協力を検討する旨を表明しております。もちろん、ガンジス川の流域というのは非常に大きくございます。本事業だけでガンジス川全体の浄化ができるわけでは全くございません。

川口委員から御指摘をいただきましたとおり、上流から下流までの流域各地における取組が必要になります。インドによるガンジス川浄化への協力呼びかけに応える形で、世界銀行、アジア開発銀行、ほかにドイツ、カナダ、英国、オーストラリア等が支援の意向を示しているところでございます。我が国といたしまして、これら各国各機関、各ドナーと調整・連携いたしまして、また、インド政府の要請及びインド政府との協議を踏まえまして、人口約120万を擁する大都市であり、下水処理能力の向上の必要性の高いバラナシ市を対象として事業を進めたいと考えているところであります。

特にバラナシ市及びその周辺都市を対象とする背景といたしましては、過去にJICAで策定しましたマスタープランに基づいて、2005年から別の円借款案件、「ガンジス川流域都市衛生環境改善計画（バラナシ）」を実施中でございます。本事業は、今後の需要に対応するためのある意味、継続案件との位置付けでもあるということがございます。また、御案内のとおり、バラナシ市はヒन्दゥー教最大の聖地でございます。この土地で日本が協力することの象徴的な意義、さらには、観光促進の大もとの基礎と言えます衛生環境整備の効果というものを期待できるところでございます。

以上申し述べたことから、本事業はインドの開発ニーズ及び我が国のインドに対する援助の基本的な方針に則した事業であり、日印外交関係を促進する上での効果もあると判断されるため、協力準備調査を実施するのが適当であると考えております。

以下、委員の方々からいただいているコメントの一部に私からお答え申し上げたいと存じます。

- 齊藤委員から、他ドナーも多い中、日本の顔が見える事業としてSTEP案件とすることは可能かとのコメントをいただいております。ありがとうございます。

この点につきましては、御案内の方も多いかと存じますが、インド政府は原則としてタイド性の支援に対して非常に否定的な方針を掲げておりまして、現状、STEP円借款の案件も1件だけでございます。ですから、STEP円借款として形成

することは率直に申し上げるとなかなか困難ではないかと考えております。

他方で、先ほど申し上げたとおり、ほかのドナーとの間で調整することによって棲み分けを図ること、さらにその中で象徴性の高いバラナシという土地で日本が支援するということが、そして、詳しくはJICAから説明があると存じますが、我が国が優位性を持つ技術の活用を追求することを通じまして、日本の顔が見える事業とすることを目指していく考えでございます。

さらに、長年にわたり下水道事業を実施してきました日本の地方自治体との連携を通じて効果的な技術移転を図るとともに、そういう面でも日本の顔が見える事業への案件形成を図ってまいりたいと考えております。

- また、松本委員から、なぜこの地域の下水処理を優先するのか、案件名は下水処理施設の建設にとどめた上で、なぜこの地域なのかの理由を明確に説明すべきとのコメントをいただいております。ありがとうございます。

バラナシ市を対象とする理由につきましては、先ほど申し述べましたが、他方で案件名が事業内容をより端的に、かつ、的確に示すものであるべきだという点は、まさに御指摘のとおりと考えます。

委員の皆様方からの御質問を拝読しながら、私、反省いたしました。、「ガンジス川浄化計画」という名称では、理想を表してはいる一方で、若干気宇壮大に過ぎる面もあるかというふうにも反省いたしました。したがって、協力準備調査を通じて案件名をより適切なものにもインド側とも相談いたしたいと考えております。残余の御質問、コメントについては、JICAからお答えがあると存じます。

私からは以上でございます。どうもありがとうございました。

- 説明者（岩井） それでは、私、JICA南アジア部、岩井のほうから御説明させていただきます。

- まず、荒木委員、齊藤委員から同じような御質問を頂戴しておりまして、これまで対インドの円借款、特に下水道セクターにおきましてどのような本邦企業の落札実績があるのかといったところ、あとは今後の円借款での受注企業の見通しといったところについての御質問を頂戴してございます。

御案内のとおり、インドの円借款は、先ほど御説明もございましたとおり、タイトの援助がないといった中で一般競争が原則となっております。

そうした中で、インドの下水処理場建設そのものの本邦企業の受注実績は今のところまだございません。しかしながら、施工監理コンサルタントの部分につきましては、これまで私どもが実施しております多数の円借款事業で日本企業が入

っていただいております。また、下水処理場そのものには直接落札はございませんけれども、その処理場の中で使われるメーターであったり、ポンプであったり、あるいはパイプであったり、そういったパーツパーツにつきましては日本企業の皆様も幾分かは入っていただいているという認識でおりますが、今回のプロジェクトにおきましてもそうしたところに加えて、日本企業が非常に有利である、あるいは強いと言われております中央処理制御システム（SCADA）が上下水道にございますが、そうしたシステム部分であったり、あるいは日本企業の得意とする高度処理のような処理技術であったり、あるいは下水処理場の省エネ、あるいは高効率の運転のための対応機器であったり、汚泥ガスの発電といった日本企業の皆様が強いような優位性のある分野についても今回の事業の中でぜひ調査を通じて導入できればということで考えてございます。

- また、川口委員から、今回のそもそものガンジス川の浄化の全体的な部分についてももう少し詳しく御説明してほしい、特にバラナシ以外のほかの地域はどうなっているのかといった御質問を頂戴してございます。

今回、支援を要請してきております実施機関の国家ガンジス川浄化ミッションのほうで全体的な計画の取りまとめを実施しております、上流から下流に至るまで全部で5つの州、ウッタラプラデシュ州に加えて、その他4州、ウッタラカンド州、ビハール州、西ベンガル州、ジャルカンド州と5つの州にまたがって、今回、ガンジス川の浄化計画というものは計画されているというところでございます。

その中で主要都市であります118の都市が既にリストアップされておまして、それらの都市につきまして下水処理のみならず廃棄物対策、あるいは護岸の整備、湿地保全、トイレ整備といったさまざまな観点からガンジス川を浄化しようというような包括的な計画が立案されているというところでございます。

しかしながら、私どもの円借款の支援といたしまして、これらを全ての州、あるいは全ての都市、全ての分野を一度に実施するのは物理的にも不可能でございますので、今回はその中で先方政府において優先度の高い地域といたしましてバラナシ市及びその周辺の都市に限定した形で下水道処理施設の整備等を実施することを想定してございます。

では、他の州はどうかといったところでございますけれども、先ほど花尻課長から御説明もございましたとおり、世銀やADB、イギリス、ドイツといった他のドナーも含めまして、それに加えてインド政府みずからが実施するといったところも含めて総合的な面的な広がりをもってこれらの地域の水質改善に取り組むものということでございます。

また、私どものほうは既にこのウッタラプラデシュ州での実績等はございまして、ガンジス川の支流でありますヤムナ川では、「ヤムナ川流域諸都市下水等整

備計画」というものを第3期まで実施してきてございます。また、バラナシにつきましては、先ほど御説明ありましたとおり、今、オンゴーイングで別の円借款事業が走っております。こうした水質改善に向けた取組を行っておりますので、これらを含めて総合的にガンジス川の浄化に取り組んでいきたいということでございます。

- 続きまして、同じく川口委員からの御質問でございますけれども、当然、下水道処理施設の運転には電力が必要だといった中で、この地域の電力事情はどうなっているのかという御質問をいただいております。

今回対象としておりますウツタルプラデシュ州の2014年時点での最大供給能力でございますが、需要量が1万6,000弱のメガワットに対しまして、供給量は1万3,000メガワットと約17%ほど電力量が不足しているといったことがございまして、こちらは全国平均から見ましても需給が非常に逼迫しているというような事情がございます。詳細につきましては、今後、協力準備調査を通じて電力が本当に確保できるのかといったところを確認いたしますが、仮に既存の電力設備では十分賄えないということでございましたら、この下水処理場に自家発電設備を敷設するといったことも含めて、適切な対応を考えたいということで調査を計画したいと考えております。

- 続きまして、齊藤委員からの御質問でございますけれども、既に実施中の2005年から実施しております「ガンジス川流域都市衛生環境改善計画」の進捗状況についてでございますが、こちらにつきましては、現在、下水処理場及び管渠の改修に係るパッケージにつきましては入札の途中でございます。それ以外の管渠の新設であったり、下水道処理場以外のトイレの整備等につきましては既に建設工事が始まっておりまして、こちらは計画どおり動いているといったところでございます。

また、同じく齊藤委員からの御質問でございますけれども、事業の全体の規模感というところについて御説明いただきたいということと、また、コメントいたしまして、下水処理施設と下水網のバランスがとれるよう注意が必要であるといった御意見を頂戴してございます。

今回の事業につきましては、今後、協力準備調査を通じて詳細にバラナシ市及びその周辺都市の下水道整備の対象範囲を確定していきたいというふうに考えてございますが、今のところのざっくりとした目安といたしましては数百億円規模といった形での支援になるのかということで考えてございます。これら、先ほど頂戴しました下水網と処理施設とのバランスも含めて、御指摘の点につきましては協力準備調査で整理したいというふうに考えてございます。

また、もう一つ御質問を頂戴しておりますが、污水問題は生活排水のみならず工業排水といったところも含めて宗教上の慣習なども影響あるといったところで、

今回の事業を通じてどれほどの改善が見込まれるのかという御質問を頂戴してございます。

こちらにつきましては、2005年に私どもJICAのほうで実施しましたマスタープランにおきまして、ガンジス川の河川の汚濁の状況でございますが、約8割が生活排水、残り2割が工業あるいは農地などからの排水汚染によるものというような数字がございます。今回は、この8割の生活排水の部分につきまして下水処理を行うというものでございますが、協力準備調査を通じまして具体的にどれだけの処理水、あるいはこの地域の水質の改善になるのかといったところについては今後の指標の検討を進めてまいりたいと考えてございます。

また、過去の教訓でございますけれども、同じく齊藤委員から頂戴している質問でございますが、過去、ヤムナ川で実施した案件で人口増加見通しを大幅にオーバーした形で実施されているというところで、確度の高い予測を採用し、同じような事態が起こらないようにしてほしいという御指摘を頂戴しております。こちらの御指摘を踏まえまして、調査の中で適切な人口予測を検討・採用し、入念な精査を行いたいということで考えてございます。

- 高橋委員からは、National Ganga River Basin Project、こちらは世銀のほうで進めているプロジェクトでございますが、そちらのプロジェクトを中心としまして、ガンジス川浄化の全体の計画の中の位置付けをもう少し教えてほしいという御質問がございました。

全体的な枠組みにつきましては、先ほど御説明させていただいたとおりでございますけれども、現在、世銀のほうで進めているプロジェクトにつきましては、同じウッタールプラデシュ州の中で別の都市、具体的にはアラハバードとカンプールという2つの都市を中心に、この州につきましては支援を進めるという方向で話を聞いておりまして、こうしたところで世銀あるいは他ドナーとの連携を図っていきたいと考えてございます。

以上、長くなりまして恐縮ですけれども、御質問に対する回答とさせていただきます。

- 荒木座長代理 それでは、委員から追加の御意見、御質問があればどうぞ。いかがでしょうか。ございませんか。

では、これは委員から意見がございませんので、次に移らせていただきます。

#### (4) ケニア「モンバサ港ゲートブリッジ建設計画準備調査」（プロジェクト形成（有償））

○ 荒木座長代理 最後でございますけれども、次は、ケニアの「モンバサ港ゲートブリッジ建設計画準備調査」（プロジェクト形成（有償））について、説明者からの案件の概要説明及び委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

○ 説明者（白石） 国別開発協力第三課の白石と申します。

ケニアの有償案件「モンバサ港ゲートブリッジ建設計画」でございます。

本件は、お手元の資料に書いてあるとおり、モンバサ地域の湾口部の幅500メートルの航路上にモンバサ島とモンバサ南部のリコニ地区をつなぐ橋梁の建設を行うもので、この協力によって貿易、物流の活性化、促進を図って持続的な経済社会の発展に寄与するという案件でございます。

実施の意義でございますけれども、まず1つは、TICAD Vでございます。TICAD Vにおきましては民間の貿易を促進し、もってアフリカの成長を後押しするということで、約6,500億円（65億ドル）の公的資金をインフラ整備に投入するといったことを表明しておりますので、本件はそういったTICAD Vの表明したコミットメントに関連するものであるということが言えると思います。

もう一つ、対ケニアの国別援助方針でございますけれども、重点分野の中に経済インフラ部分の整備というものがございまして、そこに合致するものであるとすることができると思います。

また、戦略的マスタープランというものがございまして、これはTICAD Vで表明しましたけれども、我が国としましては東アフリカ物流の玄関口、ゲートウエーであるところのモンバサ港、そこを基点とする北部回路への支援を重点的に実施し、周辺国を含めました物流輸送ルートの確保に取り組んでいるというところでございまして、これに関連しまして、本計画はこれらの支援の効果をさらに高める上で必要な支援の一つであると位置付けることが可能だと考えております。

それから、二国間関係の文脈でございますけれども、本年3月にケニヤッタ大統領が防災会議に出席するために訪日をされましたけれども、その際、安倍総理が夕食会を催してございまして、総理のほうから、これは外務省のホームページにも掲載されておりますけれども、ケニアはサブサハラアフリカ地域における最大のODAパートナー国である。日本としては、官民連携のもとでモンバサ港開発等に貢献し、ウイン・ウインの関係を築いていきたいということを申し上げております。これに対してケニヤッタ大統領からは、ケニア独立以来のさまざまな分野における日本の支援の感謝の意及び高い評価が示されております。さらに、ケニアとしては日本をモデルとして港湾等のインフラ、エネルギー等の幅広い分野で開発を進めたいという意向が示されてございまして、日・ケニア両国間関係におけるハイレベルでもモンバサ港開発というものが位置付けられておりますので、そういった観点から非常に重要な案件であるという

ふうに考えているところでございます。

ほか案件の概要につきましては、JICAから補足をいたしたいと思っております。

- 説明者（木村） JICAアフリカ部でケニアを担当しております、木村と申します。よろしく申し上げます。

今回、合計8つの御質問を頂戴しました。これを5つのカテゴリーに分けてまして回答を申し上げます。

- まず1つ目、経済発展への寄与度、費用対効果という観点から、齊藤委員から1つ御質問を頂戴しております。対象区域の交通量はフェリーターミナルの整備、便の増発などでは対処できないのか。わざわざ大型の橋を新設するだけの需要が見込まれているのかという御質問です。

回答としましては、現状既にフェリーの容量を上回る交通需要がございます。フェリーの乗船待ちの長い車列が終日生じております。そして、フェリー関連の事故も起きておりますので、モンバサ港のゲートブリッジ建設は、モンバサ地域の人々にとって最も優先順位の高い事業の一つとなっております。

それから、フェリーは現時点でも24時間体制で運航しております。朝夕のピーク時には10分間隔で、日中には15分間隔で運航しております。フェリーの航路は船舶交通の多い湾口部に位置しまして、モンバサ港に出入りする船舶の航路と垂直に交差する形になります。ですので、これ以上の運航頻度を上げると安全航行の観点からも難しいという事情もございます。

それから、仮にフェリーのさらなる増発によって一定の交通の流れの改善が見込まれたとしても、フェリーへの乗り降りの時間、フェリーターミナル周辺道路の交通容量、こうしたことにかんがみますとフェリーの輸送能力の増強、ターミナル整備だけでは交通需要に応えるには限界がございます。

こうしたこともございまして、経産省によるプレF/Sも昨年度実施されましたが、その中でも十分な交通需要が見込まれるという内容になっておりまして、本日御了承いただいた上で協力準備調査を実施できれば、その中でより精緻に交通需要を確認したいと考えております。

- 続きまして、2つ目のカテゴリー、環境社会配慮に関しまして2つの御質問を頂戴しております。

1つは、高橋委員から、必要とされる住民移転の規模について教えてくださいという御質問です。

それから、松本委員から、経産省のプレF/Sに基づけば、モンバサ島側には屋台や多数の移動式露天商が、また、リコニ地区側には商店、屋台など悪影響を受ける人たちが多数いるということである。また、リコニ地区側で影響を受ける建

物の中にモスクがある一方、この地区はイスラム色が最も強く、ケニアからの独立を目指すモンバサ共和評議会もこの地域にあると報告書に書かれている。本事業は環境社会配慮カテゴリーをAとして、カンボジアのメコン第2架橋の教訓を活かすべきであるという環境社会配慮上の御質問を2つ頂戴しております。

これに対する回答といたしましては、まず、経産省によるプレF/Sでは、主橋へのアプローチ部分にらせん状のループ橋を採用することによって、住民移転や露天商の物理的な移転、土地収用が最小化できるような計画となっております。

それから、経産省プレF/Sによりますと、本事業では住民移転は2件2名しか発生しないものの、影響を受ける露天商の存在も確認されておりますので、生計手段への影響度合いを踏まえて適切な対応をとる必要があるという認識となっております。

それから、事業完成後もフェリーは歩行者用に存続する予定となっておりますので、フェリー棧橋付近の露天商がそのまま職を失ってしまうということは今のところ想定はされてございません。

そうしたことで、現時点でのカテゴリーの分類はBとしておりますが、カンボジアメコン第2架橋の教訓も踏まえながら協力準備調査の実施を通して、住民や露天商等への影響を詳細に確認してまいりたいと考えてございます。

以上、環境社会配慮上の御質問への回答です。

- 続きまして、3つ目のカテゴリー、他のJICA事業との関係の観点から2つ御質問を頂戴しております。1つ目、齊藤委員から、円借款で行われる湾内の新コンテナポート及び経済特区の詳細につき伺いたいという御質問です。

これに対しましては、2007年にローン・アグリーメント（借款契約）が調印された円借款事業「モンバサ港開発事業」は、大きく分けまして2つのコンポーネントがございまして、1つはコンテナターミナルの建設、2つ目は荷役機械の調達です。工事、調達ともに現在進捗は順調に進んでおりまして、2016年2月には工期内に完工する見込みでございます。

それから、モンバサ港開発事業に続きまして、フェーズ2としてコンテナターミナルを整備する案件として、今年の3月に借款契約を結んだ案件もございます。こちらは現在進行中で、コンサルタントの調達のプロセス中でございます。

それから、技術協力でモンバサ経済特区開発のマスタープランプロジェクトを通してモンバサ南部のドンゴ・クンドゥ地区に経済特区を整備するマスタープランの策定を支援中でございます。こちらは、今年の8月にはマスタープランが完成する予定でございます。

- 同じく他のJICA事業との関係という観点で2つ目の御質問を荒木委員から頂戴しております。現在、円借款でモンバサ港周辺道路開発事業を実施中とのことですが、これはどの国によって実施されているのでしょうかという御質問です。

コンサルタントは日本の片平エンジニアリングが受注しております。本体のパッケージ1は、モンバサ港の北岸の道路の約10キロ部分の整備ですが、これは中国企業が落札いたしました。

パッケージ2とパッケージ3については、これから調達を行う予定でございます。御参考までにパッケージ2は橋梁部分でして、こちらには本邦企業の応札の関心が示されております。

- 続きまして、4つ目のカテゴリーで本邦技術の活用についてという観点で大きく2つ御質問を頂戴しております。

1つ目、荒木委員から、本事業の鋼中路式アーチ橋は本邦企業が得意とする分野とのことですが、どのくらい国際競争力を有しているのでしょうかという御質問です。

鋼の中路式アーチ橋の建設は、構造設計、使用材料、機械、施工計画、施工管理など主要な工程において高度な技術と経験を必要とします。本邦企業が主導的役割を果たすことが期待されています。ただし、これは必ずしも独占的な技術ではないというのが事実でございます。協力準備調査を通じまして本邦企業の強みをいかに活かせるかということも検討してまいりたいと考えております。

- 同じく本邦技術の活用についてというカテゴリーで、もう一つ、齊藤委員から御質問を頂戴しております。本邦技術の活用ということだが、STEP案件にすることは可能かという御質問です。

STEP案件の要件である本邦調達比率3割を満たせるか否か協力準備調査を通して詳細に確認した上で、ケニア政府側の意向を確認したいと考えております。経産省のプレF/Sに基づきますと3割は超えるという内容になってございますけれども、先方政府ともよく話し合いながら意向も確認して、STEP案件にすることが可能かということを確認してまいりたいと思います。

- 最後、5つ目のカテゴリーとして大型船舶の航路空間と橋梁設計の懸念ということで齊藤委員から1つ御質問を頂戴しております。これが最後の御質問です。

湾の入り口に橋梁をかけるようだが、湾内に円借款による新コンテナポートが予定されていることもあり、将来のコンテナ船の大型化及び物流量増加の際に障害とならないよう配慮する必要があるというコメントを頂戴しております。

航路空間につきましては、ケニアの海事局（ケニア・マリタイム・オーソリティー（KMA））とケニア港湾公社（ケニア・ポート・オーソリティー（KPA））の2者の協議結果に基づきまして経産省プレF/Sの中で設計されております。その内容は、航路の幅は300メートル、航路の高さ、最高水位（満潮時）から65メートルを確保する設計となっております。ニュー・パナマックス船の規格に基づきましても、あるいはケニアの海軍がここを行き来することもあるのですけれども、そうした艦船を含めて今後船舶規模が大きくなった場合でも対応できるような高

さに設計しております。

なお、この高さへのアプローチというところかららせん状のループ橋を適用するというのが提案内容となっております。

以上となります。

- 荒木座長代理 それでは、委員のほうから御意見。  
どうぞ、齊藤さん。

- 齊藤委員 説明どうもありがとうございます。

最初にお答えいただいたところにもう一回戻ってしまうのですが、この橋ができますと確かに非常に便利になるだろうと。ループ状にぐるっと回ってどちらからでも行けるということで便利になることは間違いないのですが、先ほどおっしゃられたような高さ65メートル以上でループ状のアクセスを持つ、莫大な費用がかかる橋だと思うのです。ところが、交通量を見ると、2013年、1日3,000台ということは、往復を考えると1時間当たり100台とかそんな量しか通らない。それにこれだけの莫大な、日本企業が受注するのだったらそれでもいいではないか、使わなくてもいいのだからという発想があるかもしれないですが、余りにも需要が低いのではないか。3,000台というのは1日の量としては常識的に考えてもものすごい低い需要だと思うのです。当然、これは往復ですから。そこはどういったお考えでいるのかということをお聞きしたいです。

- 説明者（木村） 御質問ありがとうございます。

2つの要素でお答え申し上げます。まず、コスト面です。経産省プレF/Sに基づきますと約600億円という試算が出ております。こちらにつきましては、今後の地形測量とか地質調査に基づいて、また上下にぶれる可能性がございますが、約600億円、これは確かに大きなコストでございます。これに対して需要がどうかという点ですが、同じく経産省のプレF/Sに基づきますと、2034年ごろ、計画どおりいきますと2025年完成前提の完成後約9年でありまして、その際には約6万2,000台、乗用車の1日当たりの換算台数、こうした重要予測が見込まれておりますので、現在の交通量に比して費用対効果ということではなくて、今後の需要の伸びに比しての費用対効果という考え方で見ますと、必ずしも高すぎるというふうに結論づけるのはまだできないかと考えております。

ほかの要素がございまして、現在のモンバサの交通量がそんなに伸びていくのかということでありまして、周辺のインフラの開発も進んでございます。1つは、御質問の中にも出ておりました経済特区開発が進みますと南側の開発が進みますので、

交通量の増加も見込まれます。それとともに、現在進めておりますモンバサバイパス、これは荒木委員からも御質問いただいた点、この円借款も実施中ですので、これらのルートが流れるようになりますと、なおさら交通量の増加が見込まれます。したがって、こうした周辺インフラの開発も同時並行で進んでいるということを勘案した上で、将来的な需要予測に基づきますと、フェリーではさばき切れない事態が考えられますので、その上での費用対効果ということをよく検討すべきだと考えております。こうした経済性につきましてもよくよく協力準備調査の中では精査したいと考えております。

○ 荒木座長代理 よろしいでしょうか。

○ 齊藤委員 わかりました。ありがとうございます。

ただ、日本政府もというか、地方自治体も含めてですけれども、交通量の見通しというのはほとんど当たらないというのが常識ですから、まあ半分かなと見ておいたほうがいいのかないという気がしないでもないのですけれども、せっかくバイパスをつくられるので、それとうまく連動していかないと意味がない。重点地域がモンバサ島なのか、それともそれ以外の地域がこれからどんどん重要に発展していくのかによっては、モンバサ島そのものは人が住むだけで国道なんか何も無いのだよという、人だけだったらフェリーでもいいのではないかという気もしないではないので、そこら辺もよく御検討いただけたらと思います。

○ 説明者（木村） 承知しました。ありがとうございます。

○ 荒木座長代理 ほか、いかがですか。

松本さん。

○ 松本委員 今の齊藤委員の御指摘はもっともだなと思っておりますが、私のほうは、環境社会配慮面です。カテゴリーAになれば、その後のJICAのプロセスもあるのでそこで議論をすればいいかなというふうに思うのですが、Bとなると、私の知る範囲では、Bとなった段階でかなりこの部分については環境社会配慮の団員の割り当てとか、やはりAとはかなり違うというのが現実と思います。経産省のプレF/Sを見ても、例えばリコニ地区の場合はイスラム文化の影響が強いところで伝統的な土地所有制度もあり、イスラム法に基づく土地相続が行われているかどうかとか、そうした所有権、利用権、土地建物、そのあたりも含めてかなり複雑な要素があるということが指摘され、かつ、露天商も両側にいる、ケニアから独立を考えているグループもいるというような情報が書かれていて、経産のF/Sの中でもEIAの作成についてはそういう方向に

なるであろうということが書かれているという中では、ここはカテゴリーAにして、しっかりとそうした社会的な側面を調査されるということを私としては強く要望したいというふうに思います。

- 説明者（木村） 難しい点なのですがけれども、現在でカテゴリーAに該当するほどの重大な影響があるというふうに断定することは難しいのかと考えております。他方で、その部分というのは案件の実施段階でも大事なところですので、この協力準備調査を実施できる段階になりましたら、恐らく1年以内に収まらない調査になると考えております。そして、前半部分では自然環境、社会環境ともに十分な人員を割り当てて、そこで十分な情報をとった上で本当にカテゴリーBのまま進めていいのかという判断を間にかませながら展開できたらと考えている次第でございます。
- 松本委員 最後に。直接に移転する人の数が少ないというのは経産のほうのレポートにも書かれていますが、多分、これまでもJICAの事業の中で実際の移転はともかく、いわゆるPAPsと呼ばれる被影響住民、これは国際的にはこちらをもっていわばリセットメントの対象というふうになるわけですが、そうするとそこそこ数もいらっしゃるようなので、大規模な住民移転が起きないという判断でBなのかもしれませんが、これまでの例からいけば、直接の移転がたとえ2名であったとしても影響を受ける住民の数がそこそこいる場合においてはカテゴリーAというのもあったと思いますので、そこは本当に慎重に判断をしていただきたいと思います。
- 説明者（木村） 非常に重要な要素であるということは重々認識しておりますので、組織の中でもしかるべき部門と話しあった上で進めてまいりたいと思っております。繰り返しになりますが、調査の段階ではこの部分はしっかりと情報収集しながら進めてまいりたいと思います。
- 荒木座長代理 どうもありがとうございました。  
もう委員のほうはよろしいですね。御意見ございませんか。

### 3 事務局からの連絡

- 荒木座長代理 それでは、これをもって閉会といたしますが、事務局から何か御連絡はありますか。
- 説明者（宮下） 本日は、どうもありがとうございました。

次回の会議の日程でございますけれども、従来からの申し合わせどおり、8月25日（火）にお願いしたいと思っておりますので、ぜひ御列席のほどよろしくお願い申し上げます。

- 荒木座長代理 時間は。
- 説明者（宮下） 時間は同じでございます。
- 荒木座長代理 では、以上をもって第22回「開発協力適正会議」を終了いたします。御苦労さまでした。